

「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例」 の一部改正（案）に対する意見と県の考え方

1 意見募集期間

令和 5 年 10 月 20 日（金曜日）～令和 5 年 11 月 17 日（金曜日）

2 意見の提出状況

提出者 1 人 提出意見数 3 件

3 提出された意見の概要と県の考え方

（趣旨を損なわない範囲で意見を整理・要約しています。）

| | 意見の概要 | 県の考え方 |
|---|---|---|
| 1 | 過去不達となった通知又は命令の件数を可能な限り遡り月別に示さなければ条例改正の必要性を示したことになる。 | 意見募集の際に示した住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）の利用件数（見込み）は過去の実績に基づき算定しており、条例改正の必要性を示しております。 |
| 2 | 住基ネット利用ではなく、運転免許証の記載事項変更手続きに係る窓口の拡充や手続きの周知等により対応すべきである。 | 県民の安全のため、住基ネットを活用し、遅滞なく対象者の住所等を確認する手段を確保することが必要と考えます。 |
| 3 | 「免許を受けた者が安全な運転に支障を及ぼすおそれのある所定の病気等」という表現が広範であり、具体的な疾患名を限定列挙すべきである。 | 当該表現については、利用事務の根拠となる道路交通法の表現に準じたものです。 |